愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業に関する「実施方針」 概要版

1 特定事業の選定に関する事項 P1~P12

(1) 事業目的

- 愛知県基幹的広域防災拠点は、拠点運用時に活動要員の集結・ベースキャンプ機能や 支援物資の中継・分配機能を確保することはもちろん、平常運用時には消防学校と都 市公園として広く県民の利用を図る。
- さらに、災害被害を軽減するためには、様々な主体と連携してこの地域の防災力向上に取り組み、進化し持続的に発展する防災協働社会を形成していく必要があるため、防災拠点全体を防災の力を育むような施設とし、防災啓発・人材育成の拠点とするとともに、防災分野におけるビジネスを推進する場としても活用し、防災の先進地を目指す。

(2) 事業方式

PFI 法に基づく、BT+コンセッション方式

また、事業者に使用許可権限を付与するため、地方自治法に基づき、公の施設の指定管理者制度を併用することを想定。

(3) 対象施設

消防学校施設、公園施設

(4) 事業範囲 (①~⑤は特定事業)

施設の設計・建設、運営・維持管理

- ①設計·建設段階(設計業務、建設業務)
- ②開業準備段階(予約方法整備・管理業務、広報業務 等)
- ③運営·維持管理段階(運営業務、維持管理業務)
- ④県及び豊山町が行う業務との調整・協力業務
- ⑤共通(統括マネジメント業務、資金調達業務等)
- ⑥任意事業(豊山町事業を位置づけ)

【平常運用時・拠点運用時の役割分担】

| | | 平常運用時 | | 拠点運用時 | |
|------|---------------|-------|-----|-------|-------------|
| | | 県 | 事業者 | 県 | 事業者 ※3,4 |
| 消防学校 | 管理教育棟 | | | | |
| | 消防学校グラウンド | 0 | | 0 | |
| | 各種訓練棟 | | | | |
| | 宿泊棟 | 0 | ○※1 | 0 | ○※5 |
| | 教育棟 | 0 | ○※2 | 0 | |
| 公園 | 多目的広場(1、2) | | 0 | 0 | |
| | 屋内運動施設 | | 0 | 0 | |
| | 芝生広場・イベントゾーン等 | | 0 | 0 | |
| | 駐車場 | | 0 | 0 | |

- ※1) 宿泊棟のうち宿舎についての運営(学生等管理)は、県で行うこととする。
- ※2) 県職員が常駐し防災啓発等の企画運営を行う。事業者はそれに協力し企画提案と運営支援を行うととも に、自ら実施する事業の企画・運営を行う。
- ※3) 拠点運用時の初動点検は計画地内の建築物、公園等を対象とし、事業者が利用している場合は、事業者 が被害確認や安全点検等を実施し、建物被害を確認した場合は、県の指示のもと、応急復旧対応を行う。
- ※4) 拠点運用時の維持管理業務は計画地内の建築物、公園等を対象とし、事業者は原則維持管理業務を継続する。また、可能な範囲で県の指示のもと、障害物撤去等、運営の支援を行う。
- ※5) 県が防災拠点として使用すると意思決定した後は、防災活動従事者の休息・宿泊施設として利用することを想定。事業者は、県の指示のもと、防災活動従事者向けの食堂の業務を実施することとする。

(5) 事業期間

- 設計・建設期間:2024年7月~2027年3月(2年9ヶ月間)
- 運営・維持管理期間:2027年4月~2047年3月(20年間)

(6) 事業者の収入及び費用に関する事項

(ア) サービス購入料

- 県は、本事業における設計・建設費等相当額(上限約182億円を想定)をサービス購 入料として事業者に支払う予定であり、事業者からサービス購入料の予定価格を設定 し、提案を受けることを想定。
- なお、設計・建設費等上限を 182 億円、運営費用上限を 32 億円と想定するが、入札金 額については、総計で214億円の範囲を超えなければ失格としない。

(イ) 県による運営費用負担について

- 県による運営費用負担及び事業者による利用料金収入等による事業運営を想定。
- 事業者は、運営業務及び維持管理業務について、県の定める上限額(約32億円を想 定)の範囲内において、県による負担総額及び各年度の負担額を提案書類において提 案する。
- 県は、提案された各年度の負担額を、事業契約に定める手続に従い支出する。
- 事業者は県による負担総額を0円とする提案をする場合に限り、運営権対価を提案する。

(ウ) 利用料金収入等

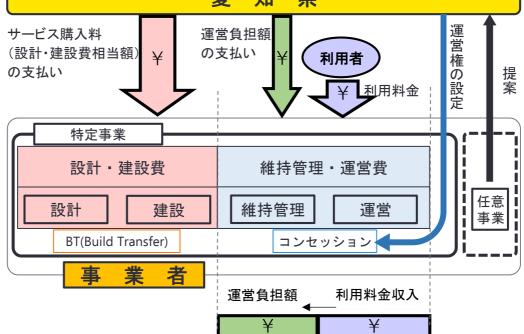
事業者の提案に基づき、県と協議の上で事業者が設定し、自らの収入として徴収する ことを想定。

(エ) 任意事業

事業者が自らの責任及び費用負担において、特定事業に連携した業務を実施すること ができることを想定。

【事業スキームのイメージ】

愛 県 知 サービス購入料 運営負担額



(7) 事業者に対するインセンティブ

- 本事業の運営・維持管理による利益については、原則として事業者に帰属させること を想定。
- ただし、事業者が提案した収支計画の各年度において、実績額が計画額を上回った場合には、提案書類における事業者の提案した比率に基づき、その超過額の一部を県に還元することを想定。詳細については、入札説明書等公表時に示す。

2 事業者の募集及び選定に関する事項 P13~P21

(1) 事業者の募集及び選定方法

• 総合評価一般競争入札方式を採用する。

(2)選定の手順及びスケジュール

| 年月日 (予定) | 内 容 |
|--------------|-------------------------|
| 2023年8月 | 入札公告、入札説明書等の公表・交付 |
| 2023年9月 | 質問の受付及び回答、入札説明書等に関する説明会 |
| 2023年9月 | 参加表明書の受付、参加資格の確認 |
| 2023年10月 | 資格審査結果の通知 |
| 2023年10月~12月 | 入札説明書等に関する個別対話 |
| 2024年2月頃 | 事業提案書の締め切り |
| 2024年4月頃 | 落札者の決定及び公表 |
| 2024年5月頃 | 基本協定の締結 |
| 2024年7月 | 事業者との特定事業契約の締結 |

(3) 応募者等の構成及び参加・資格要件

- 応募者は、本事業の実施に足る資金及び経営マネジメント体制を備えた単独の応募企業 又は応募グループとする。
- 応募グループにより応募する場合は、構成企業の中から代表企業を定める。
- 応募者は、参加表明書において、上記1(4)事業範囲に示す業務については、携わる企業を明記することとする。
- 代表企業は、原則、変更できないものとするが、運営業務開始後、県が承認した場合に限り、代表企業を変更できる。
- 構成企業は、県が承認した場合に限り、構成を変更(新たに追加、退出)できるものとする。

3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項 P22~P23

(1) リスク分担の考え方

• 対象施設の設計、建設、維持管理及び運営上の責任は、原則として事業者が負う。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負う。

4 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項 P24~P26

(1) 立地条件に関する事項(表 計画地の概要 参照)

• 「豊山町青山地区」に位置する約17.7ha(神明公園の一部(航空館 boon、築山、水景等 (1.5ha)) は改変せず事業範囲の対象外)の民有地及び町有地であり、県において2023 年度内に買収完了させる予定。

(2) 対象施設の建設及び運営・維持管理に関する事項

• 本事業の対象施設等の詳細については、入札説明書等公表時において示す。

(3) 土地に関する事項

ア 神明公園における土地使用料

• 現神明公園は豊山町が公園管理者となっている。県は現神明公園の対象敷地について、「公園施設設置許可」を受けることを想定しており、許可に関する詳細及び使用料の 負担等の詳細については、入札説明書等公表時において示す。

イ 土地の引渡し

• 事業契約締結後、県は用地引渡しに関する計画、事業者は設計・建設に関する計画を 定め、県による用地買収等の進捗に応じて、事業者はあらかじめ事業契約に定めた計 画の調整の枠組みに従って、2026 年度末完成に向けて業務を遂行することを想定。

(4) 関係法令に関する事項

- 県は、運営開始前までに、豊山町の管理する公園部分について豊山町に公園施設設置 許可申請を行い、許可を得る予定であり、事業者はこれに協力する。
- 当該許可は、県が10年毎に更新し、事業者はこれに協力する。

【表 計画地の概要】

| | X 可圏地V7帆女】 | | | | |
|-------------------------------|--|--|--|--|--|
| 項目 | 概要 | 位置図 | | | |
| 所在地 | 愛知県西春日井郡豊山町大字青山神明周辺 | | | | |
| 面積 | 約 17. 7ha 消防学校敷地面積:約 6. 1ha 愛知県防災公園敷地面積:約 8. 9ha 現神明公園の対象敷地面積:約 2. 7ha | ************************************** | | | |
| 用途地域 | 指定なし(市街化調整区域) | | | | |
| 容積率/ 建蔽率 | 200%/60% | 小牧布道多架要列11号線 | | | |
| 防災公園・ 神明公園の 建蔽率等の 上限 | 建蔽率 2% (都市公園法第 4条) 運動施設建蔽率 10% (都市公園法施行令第 6 条第 1 項第 1 号) 運動施設においては、10%を限度として上記 の都市公園法で定める建蔽率を超えることが 可能 建蔽率は、愛知県防災公園及び神明公園(対 象範囲外も含む)それぞれの公園単位で上限 内におさめること。 運動施設の敷地面積 50% (都市公園法施行令 第 8条) | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | | |

5 ガバナンスに関する事項 P27~P29

• 本事業の全段階の各業務が、円滑に遂行されると共に、それらによる事業成果の創出を 確実にするために、県及び事業者の双方による本事業のガバナンスの枠組を構築する。

9 その他特定事業の実施に関し必要な事項 P33

• 入札公告日から事業契約締結までの間に急激な物価上昇があった場合は、県は事業者又は優先交渉権者に対し一定の負担金を支払う仕組みを検討中であり、詳細は入札公告時に示す。